

太田都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

太田都市計画区域区分を次のように変更する。

１．市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

２．人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

年 次		平成 2 7 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
区 分			
都 市 計 画 区 域 内 人 口		476.8 千人	おおむね 451.0 千人
市 街 化 区 域 内 人 口		334.3 千人	※ 1 おおむね 317.8 千人
配 分 す る 人 口		—	おおむね 319.2 千人
保 留 す る 人 口		—	0.0 千人
(特定保留)		—	0.0 千人
(一般保留)		—	0.0 千人

※ 1 令和 7 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

理 由

現在、大泉町には、企業から工業用地を求める要望が寄せられているが、町内の既存工業団地は分譲済みであり、対応できない状況となっている。

今回、以下の地区について、民間事業者による工業用地造成が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものである。

なお、上小泉北西地区は洪水浸水想定区域であるため、大泉町は、大泉町国土強靱化地域計画に基づき、ソフト・ハード対策を適切に組み合わせた総合的な対策を講じていく。

1. 上小泉北西地区：面積約19.7ha

本地区は、太田・大泉工業団地に近接しており、国道354号と国道122号の結節点に位置する交通利便性の高い地区である。群馬県の都市計画区域マスタープランでは、産業拠点として位置づけられ、大泉町都市計画マスタープランでは、新たな企業誘致等に対応するため、新産業拠点候補地として位置づけられている。

総括図

(A0) S=1/25,000
(A3) S=1/70,000

凡例

--- 都市計画区域界

--- 行政界

用途地域

第一種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域

工業専用地域

特別用途地区

特定用途制限地域

高度利用地区

防火地域及び準防火地域

風致地区

地区計画

都市計画道路

都市計画公園

都市計画緑地

都市計画墓園

都市計画汚物処理場

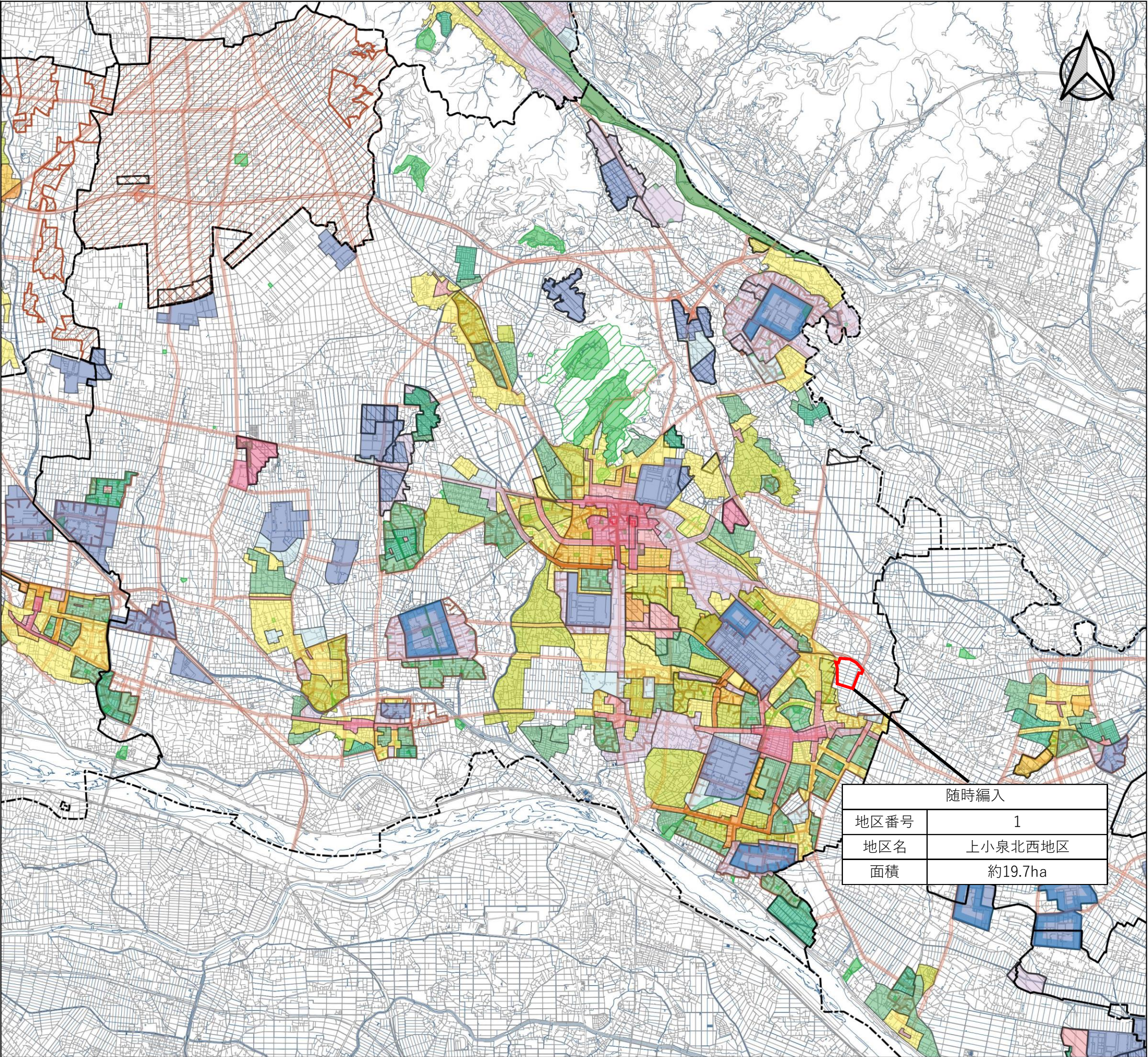
都市計画ごみ焼却場

都市計画火葬場

凡例

市街化区域編入区域

0 1000 2000 3000 4000



随時編入

地区番号	1
地区名	上小泉北西地区
面積	約19.7ha

